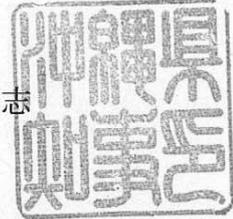




環 政 第 2 7 2 号
平成29年5月19日

石垣市
石垣市長 中山 義隆 殿

沖縄県知事
翁長 雄志



(仮称) 旧石垣空港跡地土地区画整理事業に係る計画段階環境
配慮書に対する知事意見について

平成29年4月7日付け石建都第35号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書について、沖縄県環境影響評価条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の5の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

(仮称) 旧石垣空港跡地土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、平成 25 年 3 月に閉港となった旧石垣空港の約 50 ha の跡地の一部である約 38.7ha について、土地区画整理事業により必要な造成工事、道路建設工事等を行い、健全な市街地を形成することを目的としている。

事業実施想定区域は、旧石垣空港跡地であることから区域全域が既に改変されており、さらに、当該跡地において本事業とは別に先行的に整備されている新県立八重山病院の関連工事として、区域の一部において不発弾磁気探査が行われている。

本計画段階環境配慮書（以下「本配慮書」という。）においては、本事業が旧石垣空港跡地を整備するものであることから、位置及び規模は既に決定している。また、土地利用計画に係る計画用地としては、医療・福祉系施設用地、公益施設用地、流通系施設用地、観光・産業系施設用地、観光・文化系施設用地、防災公園、幹線道路、区画道路等を検討しているが、当該計画用地の配置については、本事業とは別事業として先行整備される新県立八重山病院、新石垣市役所庁舎、県道石垣空港線及び旧空港跡地線の配置等を考慮することとしており、計画用地の配置に係る複数案は検討していない。配慮書手続を導入した目的は、これまでの環境影響評価手続が事業の枠組み等が既に決定された段階で行うものであったため、環境保全措置の検討や実施について柔軟な対応が難しい場合があり、より効果的な環境配慮が図られることを期待したものであることから、本都市計画決定権者は、事業計画検討の早い段階で配慮書手続を行い、配置等の複数案を検討すべきだったと史料する。

事業実施想定区域内で生息が確認された重要な動物種に係る環境保全措置として、防災公園を候補地として代替の生息環境となる樹林地及び草地を復元するとしているが、動物の移動を考慮すると生息環境の連続性について考慮する必要があることから、代替の生息環境を整備する場合においては、配置等について改めて検討する必要がある。

計画用地の配置等の事業計画の更なる検討に当たっては、以上の事項を踏まえ、さらに下記に示す事項を適切に講ずることにより、計画段階配慮事項について十分検討すること。また、配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項の選定並びに選定の経緯及び選定した事項の公表に努めること。

記

総論**1 総括的事項**

- (1) 本配慮書において、工事の実施による環境影響は、方法書以降の手続で検討する環境保全措置により低減可能であることから重大な環境影響のおそれはないと計画段階配慮事項として選定していないが、環境保全措置により低減可能としているにもかかわらず、その根拠について客観的かつ科学的な検討が示されていないので、方法書においてその検討結果を示すこと。
- (2) 土地利用計画の策定にあたっては、石垣市都市計画マスタープランにおいて「旧空港跡地は、『歴史・憩いと交流 石垣の魅力にあふれた都市』を基本方針」としていることから、在来生物の生息・生育環境を創出し、フルスト原遺跡や周辺自然環境と調和する計画とすること。

各論

1 歴史的・文化的環境

事業実施想定区域周辺には、フルスト原遺跡、伝仲本村跡遺跡群、大浜集落があることから、これらの周辺には、御嶽へ行く際に使用した道やミチジュネーに使用した道等が分布している可能性がある。これらの道について、旧空港整備前の状況についても把握するよう努め、道路の配置に当たり配慮すること。

2 環境配慮の方向性

(1) 事業実施想定区域内で生息が確認された重要な動物種（以下「重要種」という。）等に係る環境保全措置として、防災公園に樹林地及び草地を復元するとしているが、重要種の生息環境として勘案した場合に、整備内容及び配置について更なる検討が必要であることから、以下に示すとおり検討すること。

ア 重要種の生息が確認された樹林地（ギンネム群落）及び草地（ヒメオニササガヤチガヤ群落）は、重要種の生息に適した環境ではないことから、代替の生息環境を設ける場合においては、重要種の生態などを把握し、必要に応じ専門家等の意見を踏まえ、その整備内容を検討すること。

イ 代替の生息環境を設ける場合においては、代替の生息環境と周辺自然環境との連続性についても考慮する必要があるが、代替の生息環境としている防災公園の周辺は、観光・産業系施設用地、医療・福祉系施設用地等となっており、重要種の移動が十分に考慮されていない。また、防災公園の機能を勘案した場合の緑地と重要種の生息環境は一致しないことが考えられる。

代替の生息環境については、小規模であっても効果的に重要種の生息に適した緑地を配置することにより整備が可能であることから、防災公園以外における緑地等の配置についても検討すること。

ウ 事業実施想定区域周辺には、石垣市都市計画マスタープランにおいて都市計画公園を整備することとして位置づけられたフルスト原遺跡が存在していることから、観光・文化系施設用地に緑地を配置する等フルスト原遺跡との連続性を考慮した緑地の配置を検討すること。

(2) 事業実施想定区域の西側に整備される調整池については、ビオトープとして整備することにより、動植物の新たな生息・生育環境を創出することが可能であることから多目的利用について検討すること。

3 方法書以降において講ずべき措置

(1) 方法書以降の環境影響評価に当たっては、以下の内容についてできる限り明らかにした上で、各環境要素に係る環境影響について調査、予測及び評価を行い、適切に環境保全措置を検討すること。

ア 工事計画について、「工法・工種」、「重機投入計画」、「資材搬入計画」、「雨水排水計画」等の詳細な内容を明らかにすること。

- イ 造成工事について、「切土盛土区域図」、「運土計画」、「工事工程」を明らかにすること。
また、「運土計画」については、切土量及び盛土量を明らかにすること。
 - ウ 赤土等流出防止計画に関して、集水域等も含めて赤土等の対策施設の配置について明らかにすること。特に、処理後排水の放流先について明らかにすること。
 - エ 事業実施想定区域周辺の新川川上流部及び南側水路においては冠水が報告されているため、雨水排水計画については、土地利用状況によって増加する可能性がある表面流出についても適切に予測し、策定すること。また、雨水排水計画だけではなく、本事業と関連する新市役所、病院等からの施設排水及び本事業用地に立地することが明らかになっている施設からの排水について排水量及び排水処理方法を明らかにすること。
 - オ 事業実施想定区域において分布が確認されているアメリカハマグルマ等の外来種について、工事実施時の拡散防止対策を明らかにすること。
- (2) 計画段階配慮事項として選定されていない以下の項目について、環境影響評価項目として選定すること。
- ア 事業実施想定区域内の表層地質は、琉球石灰岩であり、地盤強度が低く、空洞構造になっている可能性があり、地盤沈下への影響が懸念されることから、地盤沈下を環境影響評価項目として選定すること。
 - イ 事業実施想定区域周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が分布しており、大気質、騒音及び振動による影響が懸念されるため、大気質、騒音及び振動を環境影響評価項目として選定すること。
 - ウ 事業実施想定区域周辺海域には、国内最大規模のサンゴ礁域である石西礁湖が分布しており、赤土等による水の濁りによる影響が懸念されるため、工事の実施による影響として赤土等による水の濁りを環境影響評価項目として選定すること。
 - エ 事業実施想定区域内の表層地質は、琉球石灰岩であり、雨水等が浸透しやすく、地下水への影響が懸念されることから、水象において地下水の状況を追加すること。
- (3) 事業実施想定区域は、空港跡地となっており、空港ターミナル、滑走路等の空港関連施設の撤去等による原状回復や不発弾磁気探査により現状が改変されているが、方法書以降の環境影響の予測・評価に当たっては、原状回復、不発弾磁気探査による改変前の状況も踏まえること。
- (4) 地形・地質に関する方法書以降の環境影響評価に当たっては、石垣市において重要な地形・地質を抽出するだけでなく、一般的に重要な地形又は地質である海成段丘、不整合についても抽出すること。また、旧空港整備前に実施したボーリング調査結果等により旧空港整備前の事業実施想定区域における重要な地形・地質の分布状況を把握し、必要な環境保全措置を講じること。
- (5) 本配慮書における陸域植物、陸域生態系の調査範囲は、事業実施想定区域内としているが、重要な動物が確認された地点は、事業実施想定区域境界付近であるため、方法書以降において調査範囲の拡大を検討すること。
- (6) 環境影響評価における生態系の予測・評価に当たって、対象とする注目種は基本的に地域の本来の生態系の保全そのものに資するところが大きいと考えられる種として、在来種から

選定すべきである。生態系の典型性の注目種としているシロアゴガエルについては特定外来生物であることから、方法書以降の環境影響評価においては、典型性の注目種として抽出するのではなく、潜在的には生態系を攪乱する種等、別の観点から取り扱うこと。

- (7) 石垣市風景計画は平成19年4月に策定されたものであり、現在改訂作業中であることから、景観に関する方法書以降の環境影響評価に当たっては、当該改訂作業の進捗状況を踏まえつつ、改訂後の計画との整合性を保つこと。
- (8) 方法書以降の環境影響評価において、眺望景観について景観変化を定量的に予測及び評価する際は、事業実施想定区域内の土地利用に応じた建ぺい率及び容積率を勘案すること。